

新潟県消防賞じゆつ金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第46号**

新潟県消防賞じゆつ金支給規則の一部を改正する規則

新潟県消防賞じゆつ金支給規則（昭和40年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、新潟県内における市町村（消防の一部事務組合を含む。）に <u>所属する</u> 消防吏員及び消防団員に対し賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金を支給するため、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、新潟県内における市町村（消防の一部事務組合を含む。）に <u>勤務する</u> 消防吏員及び消防団員に対し賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。